

中運交企第151号
令和5年3月10日

亀山市地域公共交通会議
会長 山本 伸治 殿

中部運輸局長
(公印省略)

令和4年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について(通知)

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般報告された標記事業にかかる一次評価について、これを基に二次評価を行ったため、別紙のとおり通知します。

なお、二次評価結果は協議会等において共有するとともに、次年度以降の計画等に反映いただくようお願いします。

【問合せ先】
中部運輸局交通政策部 交通企画課
TEL:052-952-8006

(別紙)中部運輸局二次評価結果 令和5年3月10日付け中運交企第151号通知

自治体・協議会名	亀山市地域公共交通会議
評価対象事業	地域内フィーダー系統

二次評価結果

評価できる取組

- ・市内を運行する地域間幹線系統について関係市と連携した利用促進啓発の実施、亀山市乗合タクシーの新規登録者へ無料体験乗車券を配布する利用促進策を評価します。

期待する取組

- ・出前講座の実施や制度の説明を積極的に実施することにより乗合タクシーの定着を期待します。
- ・鉄道、バス、乗合タクシー等の市内公共交通全体をPRし、相乗効果が図られるような利用促進活動を期待します。
- ・必要に応じて意向調査を実施し、鉄道やバス等の乗り継ぎや主要施設へのアクセスを考慮したダイヤの見直しも検討することを期待します。
- ・市内を運行する地域間幹線系統のうち輸送量が低迷している系統について、引き続き、利用促進や系統維持に向け県や関係者と連携して取組を実施されるよう期待します。

地域公共交通確保維持事業について

1. 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）について

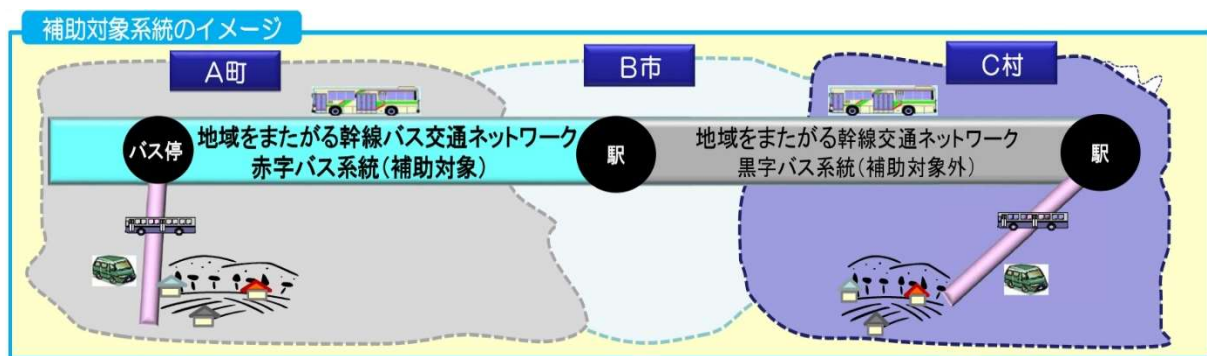
(1) 概要

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について国が支援を行っています。

支援を受けるためには、毎年補助計画を策定する必要があり、この計画を三重県地域公共交通協議会が策定し、国に提出しています。

(2) 主な補助要件

- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。
- ・1日当たりの輸送量が15人～150人見込まれること。
- ・複数市町村にまたがる系統であること。（平成13年3月31日時点で判定）
- ・経常赤字が見込まれること。



(3) 亀山市内を運行する地域間幹線系統

路線名	1日当たりの 運行回数	1日当たりの 輸送量	目的・必要性
亀山国府線	8.6回	18.0人	JR亀山駅から鈴鹿回生病院及び近鉄平田町駅を経由して、鈴鹿中央病院を結ぶ路線であり、沿線に立地する高校生の通学や病院への通院などの利用に不可欠である。
亀山みずほ台線	7.5回	14.2人	JR亀山駅から郊外の住宅団地を経由して、近鉄平田町駅を結ぶ路線であり、沿線に立地する高校生の通学や病院への通院、中心市街地への買物などの利用に不可欠である。
亀山棕本線	9.4回	9.4人	JR亀山駅と旧芸濃町を結ぶ路線であり、沿線居住者の通勤・通学や、沿線に立地する高校生の通学などの利用に不可欠である。

※1日当たりの運行回数及び輸送量については、令和4年度(令和3年10月～令和4年9月)の実績

2. 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）について

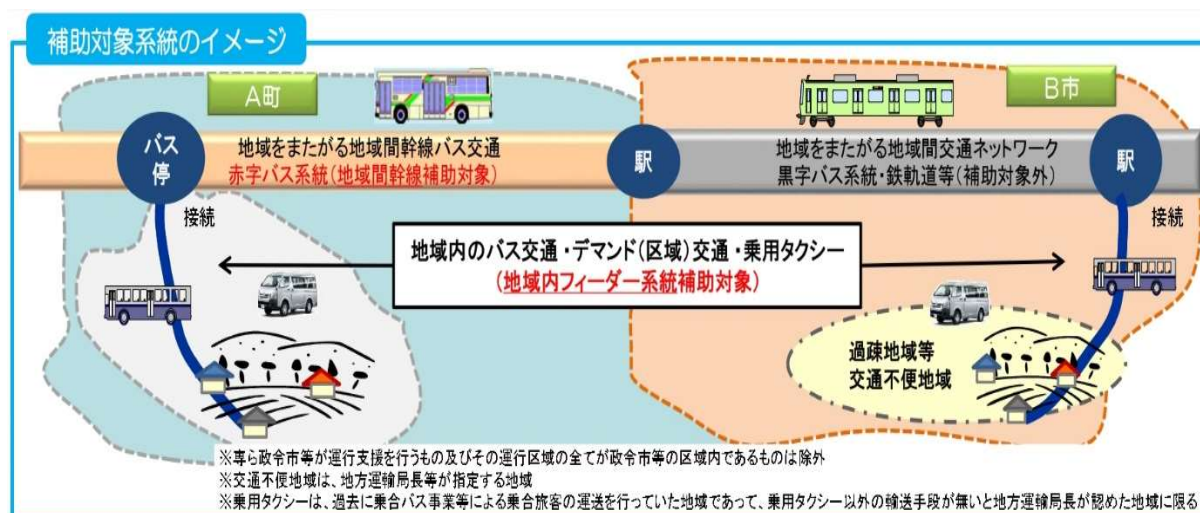
(1) 概要

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について国が支援を行っています。

支援を受けるためには、毎年補助計画を策定する必要があり、この計画を当会議で策定し、国に提出しています。

(2) 主な補助要件

- ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統または過疎地域等の沿線に含む地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること。
- ・補助対象期間中に新たに運行を開始するものまたは既に運行を開始しているもので生活交通確保維持改善計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するものまたは、前年度補助対象期間から生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているもの。
- ・（輸送人員÷運行回数）の式によって算出される補助対象期間の1回当たりの輸送量が2人以上であるもの。
- ・経常赤字であること。



(3) 計画の認定申請から補助金交付までのスケジュール

令和5年6月	令和6年度計画認定申請	(当会議⇒国)
令和5年9月	令和6年度計画認定	(国⇒当会議)
令和5年11月	令和5年度補助金申請	(運行事業者⇒国)
令和6年2月	令和5年度補助金交付決定	(国⇒運行事業者)
令和6年3月	令和5年度補助金交付	(国⇒運行事業者)

令和 5 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 亀山市地域公共交通会議
住 所 亀山市本丸町 5 7 7 番地
代 表 者 氏 名 会長 山 本 伸 治

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和5年5月30日

(名称) 亀山市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

亀山市では、平成29年度からの「第2次亀山市総合計画」において、亀山市のまちづくりの将来像として掲げる「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま」に向けた取組を進めていくこととしており、本市が目指すべき姿の実現に向けて、公共交通が果たすべき役割を整理し、鉄道、バス等、本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能し、持続可能な公共交通ネットワークの形成を目指している。

亀山市地域公共交通計画（亀山市地域公共交通網形成計画、平成29年10月策定）では、「市民生活に必要な公共交通が効率的・効果的に確保され、安全・安心で健やかに生活できるまち」を目標に、これまでの「地域生活交通の再編方針（平成19年1月策定）」や「亀山市地域公共交通計画（亀山市地域公共交通連携計画、平成25年4月策定）」を継承しながら、持続可能な公共交通体系の構築に向けた取組を行ってきた。

この計画は、令和4年3月に計画期間終了となったが、令和4年6月に新たに策定した亀山市地域公共交通計画において、前計画の目標を継承し、鉄道、バス及びタクシーなど本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークを形成し、子どもから高齢者まで全ての人が、身近な公共交通を利用して自由に移動できるまちを目指すこととしている。

この地域公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークの形成の実現に向けては、前計画を踏まえて各バス路線の役割と確保すべきサービス水準を明確にするとともに、維持していくための主体を明確に位置付け実施している。

また、下記のバス路線（東部ルート・南部ルート・西部ルート）は、鉄道駅及び幹線的バスへの支線としての役割を果たしている。

（東部ルートについて）

廃止代替バス路線であった亀山長沢線の運行終了に伴い、平成20年11月から川崎地区方面と亀山駅を結ぶ亀山市コミュニティ系バス路線（東部ルート）として、移動困難者の日常生活における最低限度の移動性の確保・維持することを目的に運行を行ってきた。

一方、平成24年3月に当該地域の最寄駅であるJR井田川駅の駅前整備が完了し、バスの乗入れが可能となったことから、当該地域からJR井田川駅へのバスでの移動需要が高まってきた。こうした状況を踏まえ、前亀山市地域公共交通計画（亀山市地域公共交通網形成計画、平成29年10月策定）では、営業路線バス等の幹線的バスが運行されていない川崎地区方面において、新たにJR井田川駅へのアクセスを確保することを含むバス路線再編を位置づけ、移動困難者を中心とする地域住民の交通手段を確保・維持するため、平成27年10月に再編実施したものである。

（南部ルートについて）

廃止代替バス路線であった白子亀山線の運行終了に伴い、平成17年10月から事前予約制施設送迎サービスの弾力的な運行を行い、平成20年11月から昼生地区方面と亀山駅を結ぶ亀山市コミュニティ系バス路線（南部ルート）として、移動困難者の日常生活における最低限度の移動性の確保・維持することを目的に運行を行ってきた。

平成27年10月の東部ルート再編に伴い、1台の車両を使用した東部ルート・南部ルートの相互運行が解消されたことから、幹線的バスへの接続など柔軟なダイヤ編成が可能となった。こうした状況を踏まえ、前亀山市地域公共交通計画（亀山市地域公共交通網形成計画、平成29年10月策定）では、効率的な運行を行うために廃止代替路線

亀山棕本線との重複運行を解消し、公共交通不便地域を含む集落が分散立地していることから、地域特性を踏まえた交通サービスを見直すことを路線再編に位置付けた。

そこで、新たに御幸町、池の側、市役所前、ふれあい広場前、東町、亀山高校西を停車する経路見直しや増便等により、市街地から離れた地域からの移動困難者を中心とする地域住民の交通手段を確保・維持するだけでなく、地域ニーズに的確に対応するために次の３点について大幅なサービス改善を図り、平成２８年１０月に再編実施したものである。

○通院需要への対応

昼生地区では３人に１人が６５歳を超えており、市内でも高齢化率が高く通院需要が高い地域である。新たに停車するバス停を含めた経路は病院集積地を経由するものであり、更に亀山駅で接続する幹線系統に乗り継ぐことにより、隣接市の総合病院への通院も可能となり通院需要に的確に応えるものである。

○通学需要への対応

昼生地域は、中学校の遠距離通学地指定地区を含んでおり、また、起伏に富む地形の特徴から通学環境が厳しい地域である。市街地から遠く離れた地域から、中学校、高校などへの通学利用が可能となる経路及びダイヤであるため、通学需要に的確に応えるものである。

○買物需要への対応

昼生地域は、地域住民の買物需要への対応が困難な地域である。生活必需品や付近に飲食店が集積するエコタウンへの乗入れ回数を倍増させただけでなく、午前、午後の往復や正午を挟んだ往復も可能となるなど利便性を著しく向上させた。更に、幹線系統に乗り継ぐことにより、隣接市の大型ショッピングセンターへの移動も可能となるなど地域の買物需要に的確に応えるものである。

（西部ルートについて）

廃止代替バス路線であった亀山坂下線及びコミュニティ系バス路線であった関地区巡回バスの運行終了に伴い、平成１９年１２月から坂下地区方面と総合保健福祉センターを結ぶ亀山市コミュニティ系バス路線（西部Ａルート）として、福祉・医療目的の需要を主体とした市中心部への直接的なアクセスの確保、また、坂下地区においては、関駅から離れた山間部の交通不便地域であり、高齢化率も高いことから、最寄駅（関駅）への交通アクセスを最低限度確保することを目的に運行を行ってきた。

一方、神辺地区については、再編前の当該路線が地区内の幹線道路を通過するのみで、バス停留所も存在せず、神辺地区内の大部分が公共交通不便地域であった。また、東海道五十三次の坂下宿や東海自然歩道を訪れる観光客の交通手段を確保する必要があったが、当該路線は坂下地区住民の移動需要に対応したダイヤであったため、観光需要に対応していなかった。

こうした状況を踏まえ、前亀山市地域公共交通計画（亀山市地域公共交通網形成計画、平成２９年１０月策定）では、神辺地区内の交通不便地域の解消だけでなく、坂下地区への観光需要にも対応することをバス路線再編に位置付け、効率的・効果的な運行を行うことにより、地域住民や観光客の交通手段を確保・維持するため、平成２９年１０月に再編実施したものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

(東部ルート)

令和4年度（バス会計年度、令和3年10月～令和4年9月）はコロナ禍以前の令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和元年9月）と比較し、総利用者数は15.2%減で平均乗車人員1便当たり利用者数も0.7人減となった。要因として、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送需要の変化などにより、利用率の高い通勤・通学利用者がコロナ禍以前の令和元年度水準まで回復していないことが考えられる。

このことから、1便当たりの利用者数という目標値だけでなく総利用者数の目標値を設定し、令和6年度～令和8年度については、コロナ禍以前の利用者数以上を基本目標とし、総利用者数及び平均乗車人員1便当たり利用者数共に令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和元年9月）と比較し100パーセント以上（総利用者数9,285人以上、平均乗車人員1便当たり利用者数4.0人以上）を目標とする。

(南部ルート)

令和4年度（バス会計年度、令和3年10月～令和4年9月）はコロナ禍以前の令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和元年9月）と比較し、総利用者数は17.7%減で平均乗車人員1便当たり利用者数も0.5人減となった。要因として、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送需要の変化などにより、利用率の高い通勤・通学利用者がコロナ禍以前の令和元年度水準まで回復していないことが考えられる。

このことから、1便当たりの利用者数という目標値だけでなく総利用者数の目標値を設定し、令和6年度～令和8年度については、コロナ禍以前の利用者数以上を基本目標とし、総利用者数及び平均乗車人員1便当たり利用者数共に令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和元年9月）と比較し100パーセント以上（総利用者数9,453人以上、平均乗車人員1便当たり利用者数2.7人以上）を目標とする。

(西部ルート)

令和4年度（バス会計年度、令和3年10月～令和4年9月）はコロナ禍以前の令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和元年9月）と比較し、総利用者数は31.3%減で平均乗車人員1便当たり利用者数も0.9人減となった。要因として、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送需要の変化などにより、利用率の高い高齢者の利用がコロナ禍以前の令和元年度水準まで回復していないことが考えられる。

このことから、1便当たりの利用者数という目標値だけでなく総利用者数の目標値を設定し、令和6年度～令和8年度については、コロナ禍以前の利用者数以上を基本目標とし、総利用者数及び平均乗車人員1便当たり利用者数共に令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和元年9月）と比較し100パーセント以上（総利用者数7,716人以上、平均乗車人員1便当たり利用者数2.7人以上）を目標とする。

(特記事項)

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、目標値を下回る可能性がある。

(2) 事業の効果

営業路線バス等の幹線的バスが運行されていない地域において、他路線のバスや鉄道など公共交通へのアクセスや市中心部への交通手段を確保することにより、移動困難者を中心とする地域住民が通学、通院、買物等市民生活に必要なサービスを享受することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

	目的を達成するための事業	実施主体
東部ルート	・ 継続運行及びサービス水準の維持。 ・ 関係地域まちづくり協議会と定期的に協議を実施し路線利用状況把握。	亀山市 バス運行事業者 地域
南部ルート	・ 継続運行及びサービス水準の維持。 ・ 関係地域まちづくり協議会と定期的に協議を実施し路線利用状況把握。	亀山市 バス運行事業者 地域
西部ルート	・ 継続運行及びサービス水準の維持。 ・ 関係地域まちづくり協議会と定期的に協議を実施し路線利用状況把握。	亀山市 バス運行事業者 地域
利用促進 啓発活動	・ 市内公共交通全体の相乗効果が図られるよう、鉄道やバスを補完する乗合タクシー制度の出前講座を引き続き開催。 ・ 市内公共交通全体を一体的にPRし、相乗効果が図られるよう、鉄道やバス等の乗り継ぎや主要施設へのアクセス方法等を分かりやすくした公共交通マップの作成。 ・ 必要に応じて意向調査を実施し、鉄道やバス等の乗り継ぎや主要施設へのアクセスを考慮したダイヤの見直しの検討。 ・ 輸送量が低迷している地域間幹線系統について、引き続き隣接市（津市・鈴鹿市）及びバス運行事業者と連携して、利用促進啓発活動の実施。 ・ 利用者ニーズを把握するため、バス乗降調査や乗合タクシーの利用者へのアンケート調査の実施。 ・ 子どもや高齢者向けのバスの乗り方教室の開催手法の検討及び子ども会や老人クラブなど地域団体による路線バスを活用したイベント等の推進。 ・ 市内におけるイベント開催時におけるバス利用促進啓発活動やパークアンドライドによるバス利用促進啓発の実施。 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の徹底による安全性のPR活動。 ・ 交通系ICカードを活用した利用促進策の検討。 ・ 隣接自治体との乗り継ぎ等、意見交換及び協議の実施。	亀山市 三重県 隣接市 （津市・鈴鹿市） バス運行事業者 地域 関係団体

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

亀山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

バス事業者からの利用者数報告を昨年同月比やコロナ禍以前の同月比と対比させながらモニタリングを行い、その結果を基に地域まちづくり協議会と意見交換を行い、効果を測定する。

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・平成27年6月4日（平成27年度第1回亀山市地域公共交通会議） 川崎地区方面の運行計画（案）について 協議 ・平成27年6月26日（平成27年度第2回亀山市地域公共交通会議） 川崎地区方面の運行計画（案）について 協議・承認 亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認 ・平成28年6月1日（平成28年度第2回亀山市地域公共交通会議） 昼生地区方面の運行計画（案）について 協議 ・平成28年6月28日（平成28年度第3回亀山市地域公共交通会議） 昼生地区方面の運行計画（案）について 協議・承認 亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認 ・平成28年11月16日（平成28年度第4回亀山市地域公共交通会議） 西部Aルートの再編（案）について 協議 乗合タクシーについて 協議 ・平成29年2月22日（平成28年度第6回亀山市地域公共交通会議） 乗合タクシーについて 協議 ・平成29年6月1日（平成29年度第2回亀山市地域公共交通会議） 西部Aルートの再編（案）について 協議・承認 乗合タクシーについて 協議 ・平成29年6月26日（平成29年度第3回亀山市地域公共交通会議） 乗合タクシーについて 協議・承認 亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認 ・平成29年10月11日（平成29年度第5回亀山市地域公共交通会議） 亀山市地域公共交通計画の策定について 協議・承認 亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について 協議・承認 乗合タクシーについて 協議・承認 ・平成30年4月24日（平成30年度第1回亀山市地域公共交通会議） 平成29年度亀山市地域公共交通事業評価 ・平成30年6月29日（平成30年度第2回亀山市地域公共交通会議） 亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認（書面決議） ・平成31年1月7日（平成30年度第4回亀山市地域公共交通会議） 再編路線等の状況及び検証等について ・令和元年6月24日（令和元年度第3回亀山市地域公共交通会議） 亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認 ・令和2年1月7日（令和元年度第6回亀山市地域公共交通会議） 再編路線等の状況及び検証等について

- ・ 令和2年6月26日（令和2年度第2回亀山市地域公共交通会議）
 亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認
- ・ 令和2年8月26日（令和2年度第3回亀山市地域公共交通会議）
 バス運賃体系の見直しについて 協議
 野登・白川地区自主運行バス路線の再編について 協議
- ・ 令和2年10月22日（令和2年度第4回亀山市地域公共交通会議）
 バス運賃体系の見直しについて 協議
 野登・白川地区自主運行バス路線の再編について 協議
- ・ 令和2年12月1日（令和2年度第5回亀山市地域公共交通会議）
 バス運賃体系の見直しについて 協議・承認
 野登・白川地区自主運行バス路線の再編について 協議
 再編路線等の状況及び検証等について
- ・ 令和3年1月19日（令和2年度第6回亀山市地域公共交通会議）
 野登・白川地区自主運行バス路線の再編について 協議・承認
- ・ 令和3年6月28日（令和3年度第2回亀山市地域公共交通会議）
 亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認
- ・ 令和3年11月29日（令和3年度第3回亀山市地域公共交通会議）
 地域公共交通計画策定について 協議
- ・ 令和4年2月9日（令和3年度第4回亀山市地域公共交通会議）
 地域公共交通計画策定について 協議
- ・ 令和4年3月7日（令和3年度第5回亀山市地域公共交通会議）
 地域公共交通計画（最終案）について 協議
- ・ 令和4年6月28日（令和4年度第1回亀山市地域公共交通会議）
 亀山市地域公共交通計画について 協議・承認
- ・ 令和4年12月27日（令和4年度第2回亀山市地域公共交通会議）
 廃止代替路線バスの運賃改定について 協議・承認（書面決議）
- ・ 令和5年1月11日（令和4年度第3回亀山市地域公共交通会議）
 令和4年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価について 協議・承認
 乗合タクシーの利用促進策について 協議・承認
- ・ 令和5年5月24日（令和5年度第1回亀山市地域公共交通会議）
 役員の選任について 協議・承認（書面決議）
- ・ 令和5年5月30日（令和5年度第2回亀山市地域公共交通会議）
 令和4年度及び令和5年度の会計報告等について 協議・承認
 令和4年度亀山市地域公共交通計画の評価・検証について 協議・承認
 地域公共交通確保維持事業（亀山市地域公共交通計画）について 協議・承認

19. 利用者等の意見の反映状況

亀山市地域公共交通会議には、市民代表の委員が6人含まれているほか、当該運行に関係する地域まちづくり協議会において協議を行っている。

路線再編にあたっては、関係地区の地域まちづくり協議会の意見を踏まえ、十分な協議を行った上で、ルート及びダイヤの設定を行っている。再編後についても地域まちづくり協議会と報告・連絡の会議を実施し、再編後の利用状況の報告・課題・利用促進策等を協議し、連携、情報共有している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）三重県亀山市本丸町 577

（所 属）亀山市政策部政策推進課交通政策グループ

（氏 名）花岡 大輝

（電 話）0595-84-5066

（e-mail）kotsu@city.kameyama.mie.jp

なくとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R06年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
亀山市	三重交通株式会社	(1) 東部ルート	のぼの森公園	原四ツ辻 八島橋東	井田川 駅	往11.6km 復11.6km	296	296		路線定期	①	停留所「井田川駅」にて、地域間幹線系統「亀山みずほ台線」と接続	③
	三重交通株式会社	(2) 南部ルート	下庄駅		亀山駅前	往10.8km 復10.8km	296	444		路線定期	①	停留所「亀山駅前」にて、地域間幹線系統「亀山みずほ台線」「亀山棕本線」「平田亀山線」と接続	③
	三重交通株式会社	(3) 南部ルート	弘法寺		亀山駅前	往15.4km 復15.7km	296	1,184		路線定期	①	停留所「亀山駅前」にて、地域間幹線系統「亀山みずほ台線」「亀山棕本線」「平田亀山線」と接続	③
	三重交通株式会社	(4) 西部ルート	伊勢坂下	会下・木下	総合保健福祉センター前	往18.6km 復18.6km	296	592		路線定期	②(1)	山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村を通り、「関駅」でJR関西本線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

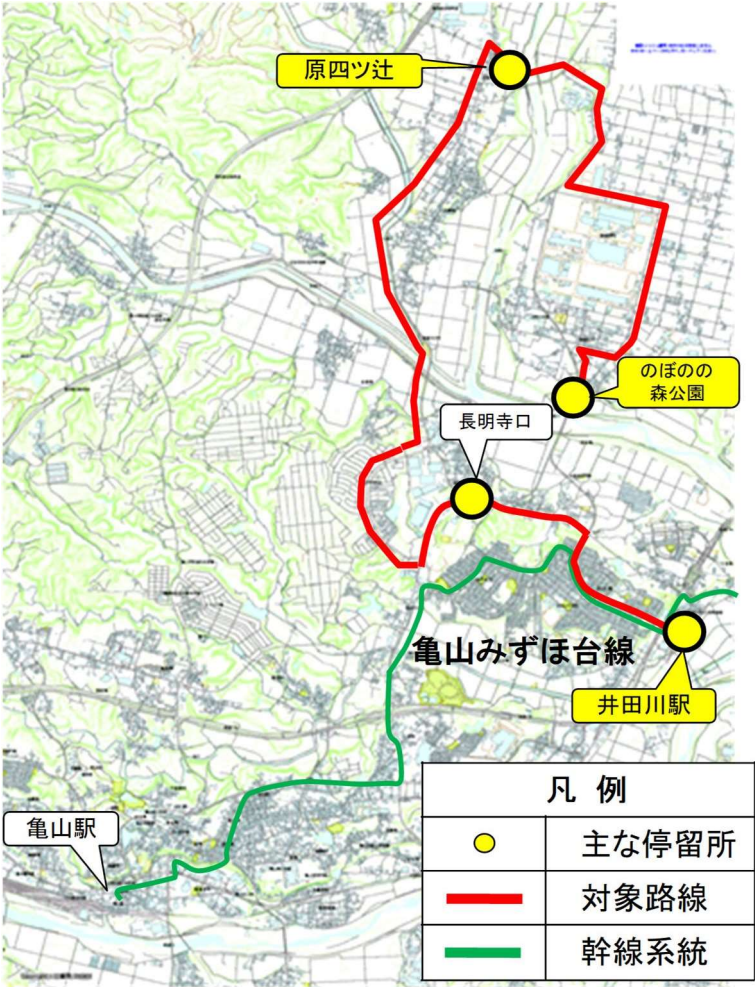
表1 添付書類

申請番号1 東部ルート

1-1 時刻表 (運行日：日・祝日・1/1～1/3を除く全日)

No	停留所	第1便	…	第8便
32	井田川駅	7:16		17:40
31	井田川駅西	7:14		17:42
30	みどり町	7:13		17:43
28	田村公民館	7:11		17:45
29	長明寺口	7:10		17:46
12	みずきが丘	7:07		17:49
13	北東分署前	7:06		17:50
14	安楽橋	7:05		17:51
15	八島橋東	7:03		17:53
17	川崎	7:02		17:54
19	徳原	7:01		17:55
20	原四ツ辻	6:58		17:58
21	のぼの北	6:55		18:01
22	のぼの東	6:53		18:03
23	能褒野変電所前	6:52		18:04
25	川崎駐在所前	6:51		18:05
26	のぼの森公園	6:50		18:06

1-2 路線図



1-3 幹線系統等の接続

第1便

東部ルート

のぼの森公園 → 井田川駅

6:50 発

7:16 着

⇒⇒⇒ 鉄道（JR 井田川）

関西本線（名古屋方面） 7:23 発

関西本線（亀山方面） 7:23 発

第8便

鉄道（JR 井田川）

関西本線（名古屋方面） 17:29 着

関西本線（亀山方面） 17:28 着

バス

亀山みずほ台線（亀山駅行き） 16:58 着

⇒⇒⇒

東部ルート

井田川駅 → のぼの森公園

17:40 発

18:06 着

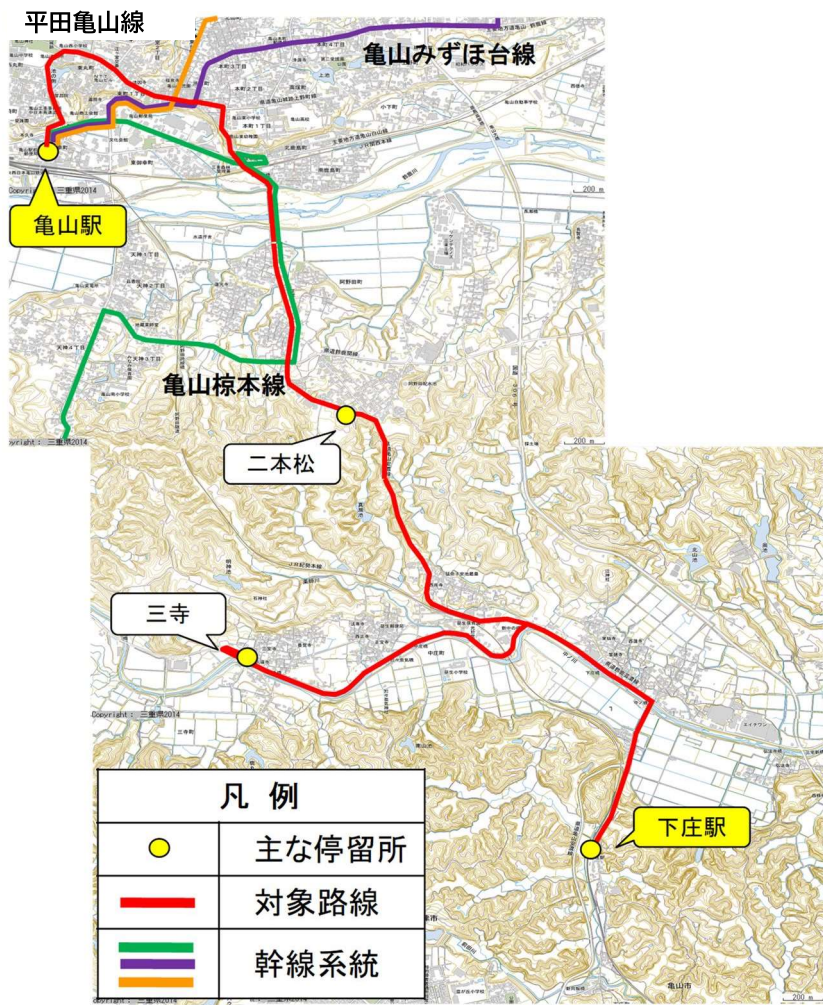
表1 添付書類

申請番号2 南部ルート

2-1 時刻表（運行日：日・祝日・1/1～1/3を除く全日）

No	停留所	第2便	...	第11便	第12便
1	亀山駅前	8:06		18:11	18:15
2	御幸町	8:05		18:10	18:16
3	池の側	8:04		18:09	18:17
4	市役所前	8:04		18:09	18:17
5	ふれあい広場前	8:03		18:08	18:18
6	東町	8:02		18:07	18:19
7	亀山高校西	8:01		18:06	18:20
8	郵便局前	Ⅱ		Ⅱ	Ⅱ
9	エコータウン	Ⅱ		Ⅱ	Ⅱ
10	鹿島	Ⅱ		Ⅱ	Ⅱ
11	阿野田	7:58		18:03	18:23
12	阿野田口	7:57		18:02	18:24
13	二本松	7:55		18:00	18:26
14	二本松団地	Ⅱ		Ⅱ	Ⅱ
15	神向谷	7:53		17:58	18:28
16	神向谷南	7:53		17:58	18:28
17	農協昼生出張所前	7:51		17:56	18:30
18	中庄	7:50		17:55	18:31
19	三寺東	7:49		17:54	Ⅱ
20	三寺	7:48		17:53	18:33
19	三寺東	Ⅱ		Ⅱ	18:34
18	中庄	7:46		17:51	18:35
17	農協昼生出張所前	7:45		17:50	18:36
21	昼生地区コミュニティセンター	Ⅱ		Ⅱ	Ⅱ
22	平田	7:43		17:48	18:38
23	下庄	7:42		17:47	18:39
24	松阪	7:42		17:47	18:39
25	下庄駅	7:40		17:45	18:41

2-2 路線図



2-3 幹線系統等の接続

第2便

南部ルート		
下庄駅	→	亀山駅前
7:40 発		8:06 着

⇒⇒⇒ バス

亀山国府線 8:36 発

鉄道

紀勢本線 8:23 発

関西本線（名古屋方面） 8:26 発

第12便

バス

亀山棕本線 17:32 着

亀山国府線 17:48 着

鉄道

関西本線（加茂方面） 17:36 着

紀勢本線 17:41 着

関西本線（名古屋方面） 18:07 着

⇒⇒⇒

南部ルート		
亀山駅前	→	下庄駅
18:15 発		18:41 着

第11便

鉄道

紀勢本線（下庄駅） 17:31 着

⇒⇒⇒

南部ルート		
下庄駅	→	亀山駅前
17:45 発		18:11 着

⇒⇒⇒ バス

亀山棕本線 18:37 発

亀山みずほ台線 18:40 発

表1 添付書類

申請番号3 南部ルート

3-1 時刻表（運行日：日・祝日・1/1～1/3を除く全日）

No	停留所	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便	第9便	第10便
1	亀山駅前	8:59	9:15	10:41	11:30	12:53	13:20	14:51	16:35
2	御幸町	8:58	9:16	10:40	11:31	12:52	13:21	14:50	16:36
3	池の側	8:57	9:17	10:39	11:32	12:51	13:22	14:49	16:37
4	市役所前	8:57	9:17	10:39	11:32	12:51	13:22	14:49	16:37
5	ふれあい広場前	8:56	9:18	10:38	11:33	12:50	13:23	14:48	16:38
6	東町	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
7	亀山高校西	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
8	郵便局前	8:54	9:20	10:36	11:35	12:48	13:25	14:46	16:40
9	エコータウン	8:52	9:22	10:34	11:37	12:46	13:27	14:44	16:42
10	鹿島	8:50	9:24	10:32	11:39	12:44	13:29	14:42	16:44
11	阿野田	8:48	9:26	10:30	11:41	12:42	13:31	14:40	16:46
12	阿野田口	8:47	9:27	10:29	11:42	12:41	13:32	14:39	16:47
13	二本松	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
14	二本松団地	8:45	9:29	10:27	11:44	12:39	13:34	14:37	16:49
15	神向谷	8:42	9:32	10:24	11:47	12:36	13:37	14:34	16:52
16	神向谷南	8:42	9:32	10:24	11:47	12:36	13:37	14:34	16:52
17	農協昼生出張所前	8:40	9:34	10:22	11:49	12:34	13:39	14:32	16:54
18	中庄	8:39	9:35	10:21	11:50	12:33	13:40	14:31	16:55
19	三寺東	8:38	Ⅱ	10:20	Ⅱ	12:32	Ⅱ	14:30	Ⅱ
20	三寺	8:37	9:37	10:19	11:52	12:31	13:42	14:29	16:57
19	三寺東	Ⅱ	9:38	Ⅱ	11:53	Ⅱ	13:43	Ⅱ	16:58
18	中庄	8:35	9:39	10:17	11:54	12:29	13:44	14:27	16:59
17	農協昼生出張所前	8:34	9:40	10:16	11:55	12:28	13:45	14:26	17:00
21	昼生地区コミュニティセンター	Ⅱ	Ⅱ	10:13	11:58	Ⅱ	13:48	14:23	Ⅱ
22	平田	8:32	9:42	10:11	12:00	12:26	13:50	14:21	17:02
23	下庄	8:31	9:43	10:10	12:01	12:25	13:51	14:20	17:03
24	松阪	8:31	9:43	10:10	12:01	12:25	13:51	14:20	17:03
25	下庄駅	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
26	下庄駅口	8:29	9:45	10:08	12:03	12:23	13:53	14:18	17:05
27	出屋	8:28	9:46	10:07	12:04	12:22	13:54	14:17	17:06
28	出屋公民館前	8:27	9:47	10:06	12:05	12:21	13:55	14:16	17:07
24	松阪	8:23	9:51	10:02	12:09	12:17	13:59	14:12	17:11
29	弘法寺	8:21	9:53	10:00	12:11	12:15	14:01	14:10	17:13

3-2 路線図



3-3 幹線系統等の接続

第3便

南部ルート	
弘法寺	→ 亀山駅前
8:21 発	8:59 着

⇒⇒⇒ バス

亀山みずほ台線	9:04 発
鉄道	
関西本線（加茂方面）	9:09 発
紀勢本線	9:23 発
関西本線（名古屋方面）	9:24 発

第4便

バス

亀山棕本線	8:20 着
亀山国府線	8:25 着
亀山みずほ台線	8:42 着

⇒⇒⇒

南部ルート	
亀山駅前	→ 弘法寺
9:15 発	9:53 着

第5便

南部ルート	
弘法寺	→ 亀山駅前
10:00 発	10:41 着

⇒⇒⇒ バス

亀山みずほ台線	10:50 発
亀山国府線	11:32 発
亀山棕本線	11:36 発
鉄道	
関西本線（加茂方面）	11:14 発
紀勢本線	11:16 発
関西本線（名古屋方面）	11:24 発

第6便

バス

亀山みずほ台線	10:34 着
亀山棕本線	10:41 着
亀山国府線	11:14 着

⇒⇒⇒

南部ルート	
亀山駅前	→ 弘法寺
11:30 発	12:11 着

第 7 便

南部ルート	
弘法寺	→ 亀山駅前
12:15	12:53 着

⇒⇒⇒

バス

亀山みずほ台線	13:00 発
亀山国府線	13:15 発
亀山棕本線	13:38 発

鉄道

関西本線（加茂方面）	13:14 発
紀勢本線	13:16 発
関西本線（名古屋方面）	13:24 発

第 8 便

バス

亀山国府線	12:43 着
-------	---------

鉄道

紀勢本線	12:53 着
関西本線（加茂方面）	13:05 着
関西本線（名古屋方面）	13:09 着

⇒⇒⇒

南部ルート	
亀山駅前	→ 弘法寺
13:20 発	14:01 着

第 9 便

南部ルート	
弘法寺	→ 亀山駅前
14:10 発	14:51 着

⇒⇒⇒

バス

亀山国府線	15:45 発
亀山棕本線	15:46 発

第 1 0 便

バス

亀山みずほ台線	16:29 着
---------	---------

鉄道

関西本線（加茂方面）	16:05 着
関西本線（名古屋方面）	16:08 着
紀勢本線	16:28 着

⇒⇒⇒

南部ルート	
亀山駅前	→ 弘法寺
16:35 発	17:13 着

表 1 添付書類
申請番号 4 西部ルート 4-2 路線図

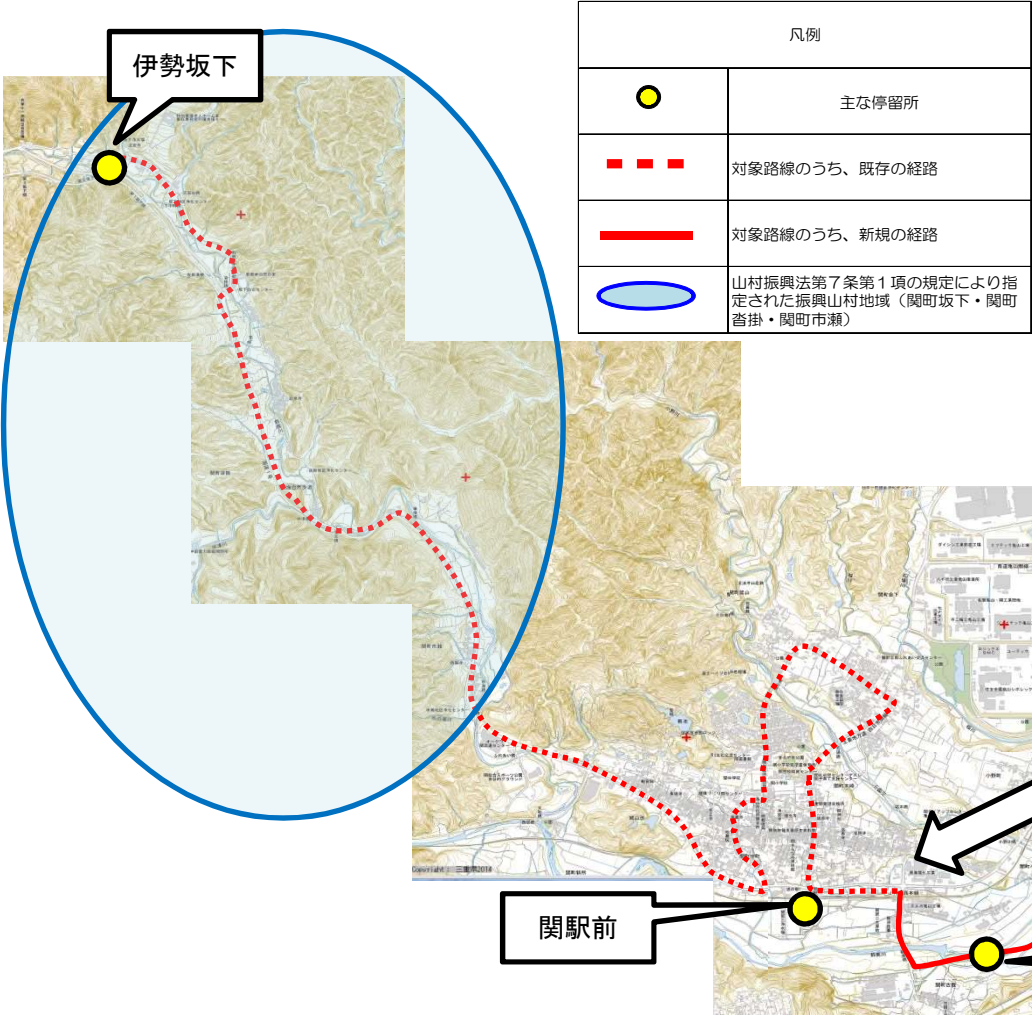
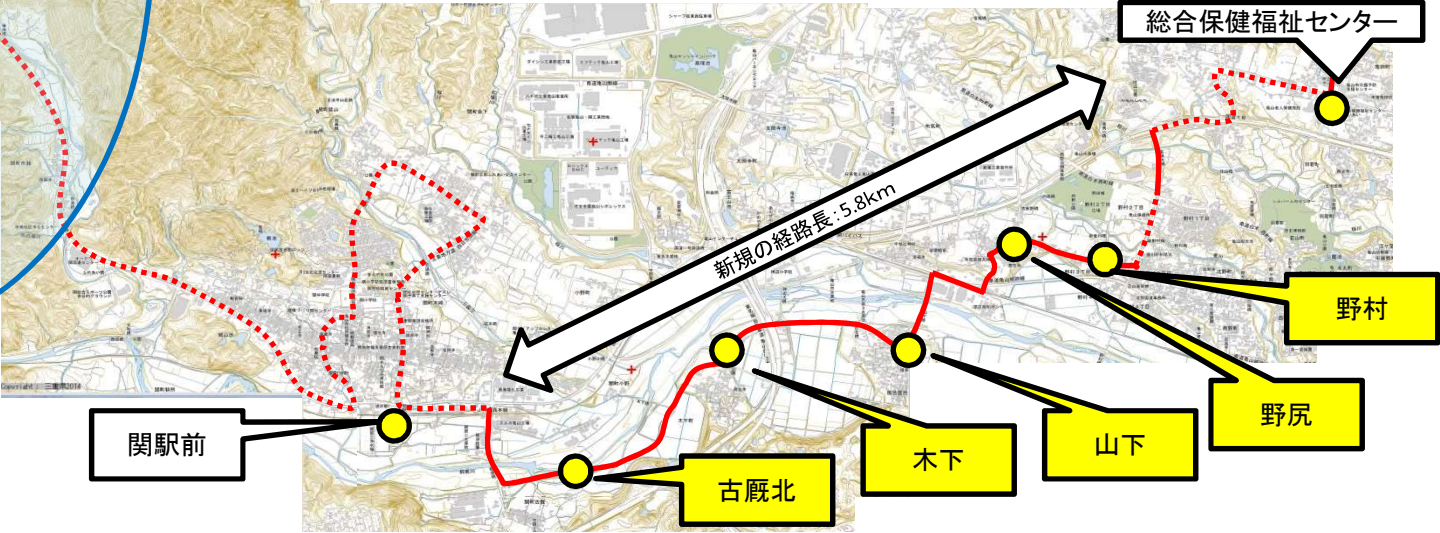


表 1 添付書類
申請番号 4 西部ルート 4-1 時刻表

No	停留所	第3便	第6便	第7便	第8便
1	伊勢坂下	9:20	12:55	13:03	15:55
2	鈴鹿馬子唄会館前	9:22	12:53	13:05	15:53
3	杓掛	9:23	12:52	13:06	15:52
4	櫛の木	9:24	12:51	13:07	15:51
5	筆捨山	9:25	12:50	13:08	15:50
6	市瀬	9:27	12:48	13:10	15:48
7	関西口	9:29	12:46	13:12	15:46
8	西の追分	9:30	12:45	13:13	15:45
9	長徳寺前	9:31	12:44	13:14	15:44
10	国道地藏前	9:31	12:44	13:14	15:44
11	地藏院前	9:33	12:42	13:16	15:42
12	関支所前	9:34	12:41	13:17	15:41
13	関文化交流センター前	9:35	12:40	13:18	15:40
14	泉ヶ丘	9:36	12:39	13:19	15:39
15	鷺山	9:37	12:38	13:20	15:38
16	会下	9:38	12:37	13:21	15:37
17	関宿中町	9:40	12:35	13:23	15:35
18	関駅前	9:43	12:32	13:26	15:32
19	関東口	9:44	12:31	13:27	15:31
24	古厩北	9:46	12:29	13:29	15:29
25	木下	9:50	12:25	13:33	15:25
26	山下	9:53	12:22	13:36	15:22
27	野尻	9:57	12:18	13:40	15:18
28	野村	9:58	12:17	13:41	15:17
29	西野公園口	9:59	12:16	13:42	15:16
30	医療センター前	10:04	12:11	13:47	15:11
31	総合保健福祉センター前	10:05	12:10	13:48	15:10

運行日：日・祝日・1/1～1/3を除く全日



4-3 幹線系統等の接続

第3便

西部ルート

伊勢坂下 → 総合保健福祉センター

9:20 発 10:05 着

バス・・・JR関駅 9:43 着

⇒⇒⇒ 鉄道（JR 関駅）

関西本線（亀山方面） 9:15 着

関西本線（加茂方面） 10:21 発

第7便

西部ルート

伊勢坂下 → 総合保健福祉センター

13:03 発 13:48 着

バス・・・JR関駅 13:26 着

⇒⇒⇒ 鉄道（JR 関駅）

関西本線（加茂方面） 12:59 着

関西本線（亀山方面） 13:20 着

関西本線（亀山方面） 13:59 発

第6便

西部ルート

総合保健福祉センター → 伊勢坂下

12:10 発 12:55 着

バス・・・JR関駅 12:32 着

⇒⇒⇒ 鉄道（JR 関駅）

関西本線（亀山方面） 12:20 着

関西本線（亀山方面） 12:59 発

第8便

西部ルート

総合保健福祉センター → 伊勢坂下

15:10 発 15:55 着

バス・・・JR関駅 15:32 着

⇒⇒⇒ 鉄道（JR 関駅）

関西本線（加茂方面） 14:59 着

関西本線（亀山方面） 15:59 発

関西本線（加茂方面） 16:18 発

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	亀山市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	43,579
交通不便地域等	3,920

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
3,920	白木町、小川町、安坂山町、 両尾町、辺法寺町、関町坂 下、関町沓掛、関町市瀬、関 町萩原、関町福德、加太市 場、加太向井、加太梶ヶ坂、 加太神武、加太板屋、加太中 在家、加太北在家	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
亀山市地域公共交通計画	令和4年6月20日	

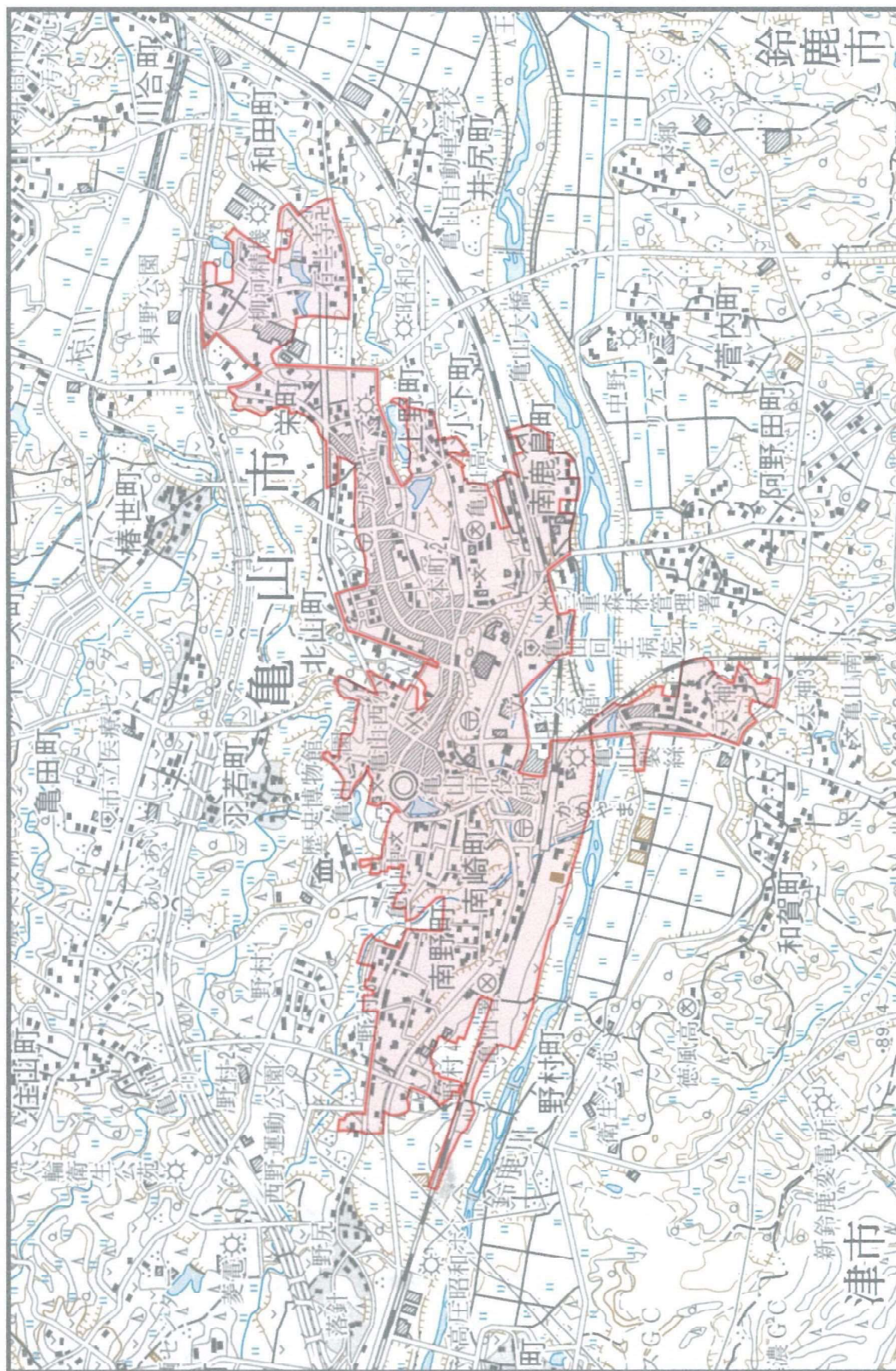
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

210 亀山市 Kameyama-shi



亀山市地域公共交通会議委員

令和5年4月1日現在

役職	選出区分	氏名	性別	委員選出根拠
座長	名城大学理工学部 社会基盤デザイン工学科教授	松本 幸正	男	会議規約第4条第1号 学識経験者
副会長	亀山市自治会連合会 理事	水野 成樹	男	会議規約第4条第2号 市民又は地域公共交通の利用者の代表
	亀山市地域まちづくり協議会連絡会議 代表	松村 弘光	男	
	亀山市婦人会連絡協議会 副会長	佐野 安子	女	
	亀山市老人クラブ連合会 生活安全部長	佐野 嘉和	男	
監事	亀山市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	駒田 博昭	男	
	亀山市PTA連合会 副会長	加藤 永悠	男	
	公益社団法人三重県バス協会 代表	川端 邦裕	男	会議規約第4条第3号 一般旅客自動車運送事業者 又はその組織する団体の代表者又はその指名する者
	一般社団法人三重県タクシー協会 代表	刀根 勝	男	
	三重交通労働組合中勢支部 支部長	高橋 克典	男	会議規約第4条第4号 一般旅客自動車運送事業者の事業用 自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者
	東海旅客鉄道株式会社 代表	渡邊 良成	男	会議規約第4条第5号 鉄道事業者又はその組織する団体の代表者又はその指名する者
	西日本旅客鉄道株式会社 代表	児嶋 一裕	男	
	国土交通省中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官	前葉 光司	男	会議規約第4条第6号 運輸支局長又はその指名する者
監事	三重県 地域連携・交通部交通政策課長	藤田 雄一	男	会議要綱第4条第7号 三重県（三重県公安委員会を含む。）及び亀山市の職員
	三重県 亀山警察署 交通課長	田中 孝治	男	
	三重県 鈴鹿建設事務所 副所長兼保全室長	大下 賢一	男	
会長	亀山市 副市長	山本 伸治	男	
17名		（敬称略）		